

※この法令は廃止されています。
令和二年政令第二十八号

新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十
四条第一項の感染症の種類として指定する
等の政令
内閣は、検疫法（昭和二十六年法律第二百一
号）第三十四条及び第三十四条の六の規定に基
き、この政令を制定する。

(新型コロナウイルス感染症の指定)

第一条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベ
ータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和
二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関
に対して、人に伝染する能力を有することが新
たに報告されたものに限る。）であるもの）に
おいて単に「新型コロナウイルス感染症」とい
う。）を検疫法（以下「法」という。）第三十四
条第一項の感染症の種類として指定する。
（法第三十四条の政令で定める期間）

第二条 法第三十四条第一項の政令で定める期間
は、新型コロナウイルス感染症については、こ
の政令の施行の日以後同日から起算して一年を
経過する日までの期間とする。
2 法第三十四条第二項の政令で定める期間は、
新型コロナウイルス感染症については、前項に
規定する期間が経過した日以後同日から起算し
て一年を経過する日までの期間とする。

第三条 新型コロナウイルス感染症については、
法第二条の二（第二項を除く。）、第二章（法第
七条、第十六条第一項並びに第十八条第二項及
び第三項を除く。）並びに法第二十八條から第
三十三條まで及び第四十一条の規定（これらの
規定に基づく命令の規定を含む。）を準用する。
この場合において、次の表の上欄に掲げる法の
規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同
表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとす
る。

第二十条前条第一号に掲げる感
染症（病原体がベータ
コロナウイルス属の
コロナウイルス（令
和二年一月に、中
華人民共和国から
世界保健機関に対
して、人に伝染す
る能力を有するこ
とが新たに報告さ
れたもの）に限る。）であるものに
限る。（以下同じ。）

新型コロナウイルス感染症（病原体がベ
ータコロナウイルス属のコロナウイルス
（令和二年一月に、中華人民共和
国から世界保健機関に対して、人に伝
染する能力を有する）が新たに報告
されたもの）に限る。以下同じ。

第十五条 当該各号に掲げる医療機関	第十五条 当該各号に掲げる医療機関	第十五条 当該各号に掲げる医療機関	第十五条 当該各号に掲げる医療機関	第十五条 当該各号に掲げる医療機関
当該各号に掲げる医療機関	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症
新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症
新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症
新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症
新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症
新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症
新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症
新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症
新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症	新型コロナウイルス感染症

第十四条 前条において準用する法第二十三條第七項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。	第十四条 前条において準用する法第二十三條第七項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。	第十四条 前条において準用する法第二十三條第七項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。	第十四条 前条において準用する法第二十三條第七項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。	第十四条 前条において準用する法第二十三條第七項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
第十四条 前条において準用する法第二十三條第七項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。	第十四条 前条において準用する法第二十三條第七項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。	第十四条 前条において準用する法第二十三條第七項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。	第十四条 前条において準用する法第二十三條第七項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。	第十四条 前条において準用する法第二十三條第七項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
第十四条 前条において準用する法第二十三條第七項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。	第十四条 前条において準用する法第二十三條第七項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。	第十四条 前条において準用する法第二十三條第七項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。	第十四条 前条において準用する法第二十三條第七項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。	第十四条 前条において準用する法第二十三條第七項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
第十四条 前条において準用する法第二十三條第七項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。	第十四条 前条において準用する法第二十三條第七項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。	第十四条 前条において準用する法第二十三條第七項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。	第十四条 前条において準用する法第二十三條第七項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。	第十四条 前条において準用する法第二十三條第七項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
第十四条 前条において準用する法第二十三條第七項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。	第十四条 前条において準用する法第二十三條第七項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。	第十四条 前条において準用する法第二十三條第七項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。	第十四条 前条において準用する法第二十三條第七項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。	第十四条 前条において準用する法第二十三條第七項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則抄
（施行期日）
1 この政令は、公布の日から施行する。
（この政令の失効）
2 この政令は、第二条第二項に規定する期間の末日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用及びその時までに第三条において準用する法第三十二條の規定により徴収することができる実費又は第三条において準用する法第三十三條の規定により支弁し、若しくは負担する費用については、この政令は、その時以後も、なおその効力を有する。
附則（令和二年二月九日政令第三四六号）
この政令は、公布の日から施行する。
附則（令和三年一月七日政令第五号）
この政令は、公布の日から施行する。